

事務所通信・スターダスト 2013年5月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 通信送付のご挨拶



謹啓 残春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このところ、人の縁の有り難さを特に感じています。縁のきっかけを失わないよう積極的にいろいろな場に足を運びたいと思います。南関東一円、様々な場所でお仕事をさせていただいております。仕事の現場に足を運ぶことは、本来の目的以上に勉強になっています。これも縁に感謝です。

事務所通信、今回で20号になります。数字に意味があるわけではないですが、さらに頑張ってお客様に有益な情報提供を続けたいと思います。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房

2 近況のお知らせ

(1) 市川商工会議所青年部定例会を開催しました

4月9日(火)、午後7時30分から市川商工会議所において、市川商工会議所青年部4月定例会を開催しました。当事務所代表が所属する拡大研修委員会が企画・担当をしました。テーマは、研修講師例会で「組織リーダー必須！チームを伸ばす「聞く力」～実践トレーニングでコミュニケーション」と題し、講師に関係ファシリテーターの桑原和弘さんを迎えて、聞く力の大切さ、そして聞く力を身につけるにはどうすればよいのかを実践トレーニングを用いて行いました。聞くということがいかに難しいかを感じるとてもよい機会だったと、参加していただいた皆様から好評を得ました。講師の桑原さんへの研修依頼・相談等ございましたら当事務所までお知らせ下さい。



(2) 開業セミナーを開催しました

4月24日(水)19時から21時まで、千代田区神田神保町の東宝土地株式会社貸し会議室において「開業セミナー～開業の手続き、ノウハウを一気に獲得～」を開催しました。内容は、各士業から開業時の注意事項を、税理士、社労士、司法書士、行政書士がそれぞれの分野の視点からお話しました。参加者は製菓、美容、土業開業志望者など14名でした。私は許認可取得のポイント、開業時に注意すべき点を20分にわたりお話させていただきました。2月に引き続き、ご好評をいただきました。今後も定期的な開催を予定しております。

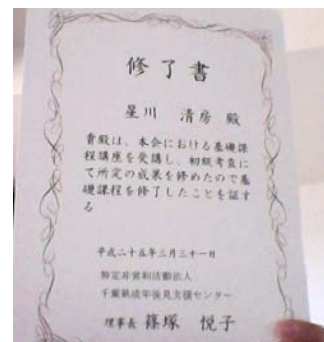


(3) 市川市行政書士相談会の相談員を務めて参りました

4月9日(火)、午後1時から5時まで市川市役所本庁舎において、市民向けの行政書士無料相談が行われ、相談員を務めて参りました。当日は4名の方のご相談をお受けいたしました。相続手続きに関するものが3件、外国人のビザ申請に関するものが1件という相談内容でした。ご相談に応じるとともに、行政書士の仕事をより多くの方に知っていただく機会となっております。今年度本庁舎で毎月第2火曜日に実施して参ります。私は当市民相談の世話人を務めております。今後とも市役所の行政書士無料相談よろしくお願いたします。

(4) NPO 成年後見支援センターの研修課程を無事終了しました

3月31日、2月に考査を終了したNPO千葉県成年後見支援センターの研修課程の修了書が送付されました。成年後見の選挙権について重要判決がなされるなど、まだまだ成年後見の制度が確立しているとは言い難いのですが、市民相談などでは、成年後見制度に関する相談が多くなっています。法定後見を責任もって受けられないようなNPOや任意団体が成年後見相談を行なっているケースが多く見受けられます。そういった者をなくすためにも、我々が十分な活動を行なって行かなければならないと思っています。そういった任意団体から成年後見相談の営業を受けたら、すぐに当事務所にご連絡下さい。



3 業務インフォメーション

1) 第1回 MF 交歓会を開催します

5月25日(水)14時から16時まで、市川、船橋を中心とした異業種(お花関係の方々を中心とした)の交流会(MF(千葉)交歓会)を市川文化会館会議室(市川市大和田1-1-5)で開催致します。当事務所も事務局として企画に加わっております。今回は初回なので20名限定で行います。参加費は500円です。

当日は、市川の歴史をガイドボランティアさんからお話いただき、地元を知るという勉強と参加者による自己紹介及び交流を行います。まずは少人数での開催で、人数に限りがございますが、ご興味のある方、参加希望の方いらしゃいましたら、5月上旬までにご連絡いただければと思っております。

2) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

3) 春はお引越しの季節ですね。車の登録もお引越しを…

春は、お引越しの季節ですね。引越しではいろいろな役所の手続きが必要です。住民票や運転免許書などなど。一番忘れがちなのは、お車の登録移転です。

車庫証明の取得から、陸運支局で登録まで非常に面倒なものですよね。移転後15日以内に届出なければならないのですが(罰則を求められることなどは実際ありませんが)、将来的に売却、廃車時に困ることになります。当事務所にお任せいただければ、出張封印等(自宅等でナンバーの取替え)も含めてご対応致します。



4) 障害年金って知っていますか？

当事務所と親しくさせていただいている社会保険労務士松山純子先生(東京都中野区)が、このたび「ゼロからすぐわかる障害年金のもらい方」というDVDを日本法令より出版いたしました。内容は、①障害年金を受給するポイント、②③つの請求のパターン、③手続きの仕方、④20歳前障害年金の考え方等となっています。ご家族、親類、お知り合いで障害年金について知りたい方がおられる場合、日本で第一人者である松山先生のDVDを是非ご覧頂きたいと思っております。自分自身もいつ障害年金を受ける立場になるかもしれません。当事務所に特別価格(2割引で3,192円(送料無料で)申し込める注文書がございます。当事務所までお気軽にご連絡ください。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239